



## 製造物責任（PL）法に関連した よくある問い合わせ ～PL法における「欠陥」とは～

当センターにPL法における「欠陥」についての問い合わせが寄せられことは殆んどありません。これは、多くの人が欠陥についてのイメージを持っており、敢えて聞くまでもないと思っているからではないでしょうか。それでは、皆が正しく理解しているかということ、そうでもないように思われます。そこで、今回は、PL法を理解し正しく対応するために重要な欠陥について解説いたします。

PL法では欠陥について次のように定義されています。



**この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期、その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。（PL法第2条第2項）**

PL法は、製造物の欠陥によって人の生命、身体、財産に係る被害が生じた際の製造業者等の損害賠償責任について定めた法律です。ですから、PL法における「欠陥」は安全性に係わるものであり、それは“通常有すべき安全性を欠く”状態とされています。製造物自体の破損や不良などの安全性とは無関係な品質上の瑕疵は含まれません。また、期待した効果・効能が得られないといった性能上の瑕疵も同様です。

また、条文では欠陥か否かを判断する際に考慮すべき事柄として、①当該製造物の特性、②その通常予見される使用形態、③その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期、④その他の当該製造物に係る事情を挙げています。欠陥とは、これらを考慮したうえで総合的に判断されるものであるということになるのです。そうすると、PL法における「欠陥」を理解するには、これら4つの考慮すべき事柄をもう少し詳細に知る必要があります。

### 当該製造物の特性

製造物そのものが有する事情ということになりますが、具体的には、「製造物の表示」、「製造物の効用・有用性」、「価格対効果」、「被害発生の蓋然性とその程度」、「製造物の通常使用期間・耐用年数」などが挙げられます。

様々な製造物があり、それぞれが固有の特性を有しています。例えば、医薬品は薬効がありますが同時に副作用を有することがあります。病気の治療に使用する有用性故に、副作用は欠陥とは見なされません。しかし、副作用が身体へ重篤な影響を及ぼさないように用量・用法を守って服用する必要があります、そのための指示・警告が不十分であれば欠陥と見なされます（「製造物の効用・有用性」）。また、化粧品等は、品質に問題が無くても、使用する人の体質や体調によって皮膚トラブルを生じることがあり、そのような場合は欠陥とは見なされません（「被害発生の蓋然性とその程

度)。

### その通常予見される使用形態

製造物の使用に関連して考慮すべき事情ですが、その一つは「製造物の合理的に予期される使用」です。製造業者が意図した使用形態を正しい使用方法とした場合、それに即さない使用形態は誤使用になります。誤使用については製造物責任を問われないのかということそうではありません。そもそも、使用者、特に一般消費者は様々な使い方をするものです。そういったことを考慮して、合理的に予見できる誤使用については製造業者が製造物の設計段階で考慮して対応すべきとされています。

もう一つは「製造物の使用者による損害発生防止の可能性」です。使用者が有すると考えられる知識や技能、資格によって事故につながる誤使用を避けることができたか否かということです。製造物によって想定される使用者は異なりますが、専門性の高い職業、その道のプロであればその範囲は広がります。

### その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期

製造業者等が製造物を引き渡した時期における諸々の事情のことですが、ここで言う“引き渡し”とは製造物を自己の管理下から流通におくことと解されています。具体的には、「製造物が引き渡された時期」、「技術的実現可能性」が挙げられています。前者は引き渡された時点での社会通念に基づいて求められる安全性の程度です。後者は引き渡された時点における技術水準で合理的に実現可能な代替設計の可否のことになります。

### その他の当該製造物に係る事情

その他の事情としては、「危険の明白さ」、「製品のばらつきの状況」、「天災等の不可抗力の存否」等が挙げられます。「危険の明白さ」とは、例えば、包丁が切れることでケガをする危険性があるからといって、それは包丁の欠陥とは言えないといった、製造物固有の事情です。「製品のばらつきの状況」は、大量生産品にあるアウスライサーと呼ばれる製造上のバラツキにより生じる、製造業者が防ぎようのない危険も欠陥と見なされるといった事情のことです。

一般に欠陥は「製造上の欠陥」、「設計上の欠陥」、「指示・警告上の欠陥」の3つに分類されます。製造業者は製品事故が起こった場合「製造上の欠陥」を中心に考えがちですが、PL法における「欠陥」とは製造物に係る様々な事情を考慮して総合的に判断されるものです。よく理解して対応することで、被害の拡大を防止し、迅速な被害者救済につながります。また、新たな事故を未然に防ぐことにもなるでしょう。